

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 兵庫県
(氏名) A

上記被審人に対する平成19事務年度(判)第29号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官蛭川明彦、審判官城處琢也、同宮澤志穂から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金94万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成20年7月22日(火)

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人は、兵庫県尼崎市西長洲町二丁目5番13号に本店を置き、半導体検査用部品の製造販売等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部に上場されている日本電子材料株式会社の社員として、職務に従事していたものである。

被審人は、平成19年7月27日、同社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの会計期間の売上高について、平成19年5月16日に公表された予想値は156億円であったのに対し、同社が新たに算出した予想値は120億円となり、公表がされた直近の予想値に比較して、新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要な

ものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた重要事実をその職務に関し知り、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表前の同年8月6日、B証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、日本電子材料株式会社の株券合計3400株を売付価額501万5000円で売り付けたものである。

(2) 法令の適用

法第175条第1項第1号、平成18年法律第65号による改正前の証券取引法第166条第1項第1号、第2項第3号、平成19年内閣府令第59号による廃止前の会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第3条第1項第1号、法第176条第2項

(3) 課徴金の計算の基礎

$$\begin{aligned} & (1,477 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 1,476 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 1,475 \text{ 円} \times 1,900 \text{ 株} \\ & + 1,474 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 1,473 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) - (1,197 \text{ 円} \times 3,400 \text{ 株}) \\ & = 945,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

法第176条第2項の規定により、1万円未満の端数を切捨て。

平成20年5月21日

金融庁長官 佐藤隆文